

石狩北部地区消防事務組合消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、石狩北部地区消防事務組合消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 管理者が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 前号に規定する事業所等に対して、消防団活動に協力している証として交付した表示証（以下「表示証」という。）をいう。

(表示証の交付申請)

第3条 表示証の交付を受けようとする事業所等（本組合管内に所在するものに限る。）は、消防団協力事業所表示申請書（様式第1号）により当該事業所等を管轄する消防署長（以下「所轄消防署長」という。）を経由して管理者に申請を行うものとする。

(認定基準)

第4条 管理者は、前条の規定による申請があった場合について、当該事業所等が次の各号のいずれかに適合し、かつ、消防関係法令の違反がないことを認めたときは、協力事業所の認定を行うものとする。

- (1) 従業員が消防団員として2人以上入団している事業所等
- (2) 従業員の就業時間中における消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等に事業所の保有する資機材等又は施設用地等を消防団活動のために提供するなどの協力をしている事業所等
- (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、管理者が特に優良と認める事業所等

(表示証の交付)

第5条 管理者は、前条の規定により協力事業所の認定を行ったときは、消防団協力事業所表示証交付書（様式第2号）及び表示証（様式第3号）を交付するものとする。

(表示証の表示)

第6条 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。

(1) 協力事業所の事務所等の見えやすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告

2 表示証は、様式第3号の寸法を同率に拡大又は縮小して表示することができる。

（表示有効期間）

第7条 表示証を表示することができる期間は、表示証の交付を受けた日から2年間とする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合は、総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

（表示有効期間の更新）

第8条 前条に規定する表示有効期間の満了から、引き続き表示証の表示を希望する協力事業所は、表示有効期間が満了する日の30日前から14日前までの間に、消防団協力事業所表示更新申請書（様式第4号）により所轄消防署長を経由して管理者に申請を行うものとする。

2 管理者は、前項の申請をした協力事業所が、引き続き第4条に規定する基準に適合していると認めるときは、当該協力事業所に消防団協力事業所表示証更新認定書（様式第5号）を交付するものとする。

3 前項の規定により更新した表示有効期間は2年間とする。

（認定の取消し）

第9条 管理者は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条に規定する基準に適合しなくなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき、その他協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

2 管理者は、前項の規定により認定を取り消したときは、当該事業所等に対しその理由を付して文書で通知するものとする。

3 協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに表示証を管理者に返還しなければならない。

（表示証交付整理簿の備え付け）

第10条 管理者は、消防団協力事業所表示証交付整理簿（様式第6号）を備え付け、協力事業所の名称、所在地及び表示証の有効期間その他必要な事項を記録するものとする。

（協力事業所の公表）

第11条 管理者は、協力事業所の名称、消防団への協力内容その他の事項について、広

報媒体により公表するものとする。

(所掌)

第12条 この要綱に関する事務は、消防本部総務課において所掌する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

消 防 団 協 力 事 業 所 表 示 申 請 書

年 月 日

石狩北部地区消防事務組合

管理者 様

事業所所在地.....

事業所名称.....

代 表 者.....^⑩

担 当 者.....

電 話 番 号..... — —

石狩北部地区消防事務組合消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 協力内容（該当する項目に○印を付けてください。）

○印	協 力 内 容
	従業員が消防団員として2人以上入団している。（ 人）
	従業員が就業時間中における消防団活動について積極的に配慮している。 〔 具体的内容 〕
	災害時等に事業所の保有する資機材等又は施設用地等を消防団活動のために提供するなどの協力をしている 〔 具体的内容 〕
	その他の協力事項 〔 具体的内容 〕

2 従業員の消防団所属状況

従業員氏名	所属消防団・分団名	備考

3 添付資料等

会社案内・パンフレット等

様式第4号（第8条関係）

消 防 団 協 力 事 業 所 表 示 更 新 申 請 書

年 月 日

石狩北部地区消防事務組合
管理者 様

事業所所在地.....

事業所名称.....

代 表 者..... (印)

担 当 者.....

電 話 番 号..... - -.....

石狩北部地区消防事務組合消防団協力事業所表示制度実施要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 前回の表示有効期間

年 月 日 から 年 月 日まで

2 協力内容（該当する項目に○印を付けてください。）

前 回 認 定 時	今 回 更 新 時	協 力 内 容
		従業員が消防団員として2人以上入団している。（ 人）
		従業員の就業時間中における消防団活動について積極的に配慮している。 〔 具体的内容 〕
		災害時等に事業所の保有する資機材等又は施設用地等を消防団活動のために提供するなどの協力をしている 〔 具体的内容 〕
		その他の協力事項 〔 具体的内容 〕

2 従業員の消防団所属状況

従業員氏名	所属消防団・分団名	備 考

3 添付資料等（必要な資料等があれば添付してください。）